

覚えておきたい 日本国憲法 ①

空らんにあてはまる語句を書き入れなさい。

- 第1条 天皇は、日本国の(象徴)であり日本国民統合の(象徴)であって、この地位は、主権の存する(日本国民)の総意に基く。
- 第3条 天皇の(国事)に関するすべての行為には、(内閣の助言と承認)を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。
- 第6条 ① 天皇は、(国会)の指名に基いて、(内閣総理大臣)を任命する。
② 天皇は、(内閣)の指名に基いて、(最高裁判所)の長たる裁判官を任命する。
- 第9条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、(武力)による威嚇又は(武力)の行使は、国際紛争を解決する手段としては、(永久)にこれを(放棄)する。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の(不断の努力)によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に(公共の福祉)のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第25条 ① すべての国民は、(健康)で(文化的)な(最低限度)の生活を営む権利を有する。
- 第26条 ① すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく(教育)を受ける権利を有する。
- 第41条 国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の(立法機関)である。
- 第96条 ① この憲法の改正は、各議院の総議員の(3分の2)以上の賛成で、国会が、これを(発議)し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その(過半数)の賛成を必要とする。
- 第98条 ① この憲法は、国の(最高法規)であって、その条規に反する(法律)、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。